

令和

3

年度

監査課HPにアクセス!



# 高松市監査実施計画 (令和3年3月策定)



男木島灯台は、明治時代に建設された全国でも珍しい無塗装の総庵治石製で、日本の灯台50選にも選ばれています。当初は、職員が灯台守として、その家族と共に住み、灯台の維持管理をしていました。

昭和32年に、灯台守とその家族を描いた映画「喜びも悲しみも幾年月」の舞台にもなりました。

現在は無人で、当時の職員宿舎は、灯台資料館として公開されています。



Takamatsu City Audit Commissioners Since 1947

## 高松市監査委員

きだ 木田	かずひこ 一彦	なべしま 鍋嶋	あきひと 明人
みかさ 三笠	てるひこ 輝彦	はしもと 橋本	ひろゆき 浩之

☎ 087 - 839 - 2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

## 1 実施方針

監査等の実施方針は、次のとおりとする。

### (1) 経済性、効率性、有効性の視点を踏まえた監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行が、法令等に基づき適正に行われているかどうか、また、経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施し、市の施策の推進や事務改善に繋げる。

更に、市を取り巻く内外の環境や過去の監査結果の指摘事項等の傾向から、発生頻度、リスクが発生した場合の影響等も考慮した上で、よりリスクの高い事業に重点をおいて監査を実施する。

### (2) 監査の実効性の確保

監査の実施により、再発防止、事務事業評価結果等の改善に向けた取組を促進するため、過去の監査結果に対する措置状況について検証を行うとともに、指摘等で多く見られた事例等を全庁に対して情報発信を行うことで、職員の業務改善への意識向上を図り、監査の実効性を確保する。

### (3) 市民へのわかりやすい監査結果等の情報発信

市の行財政運営の透明性を図るため、監査の結果及び監査の結果に対する措置通知等の公表並びに監査に関する情報を、ホームページ等により市民に分かりやすく情報発信する。

## 2 令和3年度の重点取組事項

近年の厳しい財政状況の中、安定的な行政サービスを行うためには、歳出の削減だけでなく、市税等の徴収率の向上はもとより、使用料等の受益者負担の適正化を図るなど、歳入の確保に向けた行財政基盤を確立することが重要である。

そこで、令和3年度は、次の事項に重点を置いて、監査を実施するものとする。

### 受益者負担の適正化について

市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要があり、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を、より一層進める必要がある。

そこで、利用者の負担額、減免等の基準が合理的で明確であるか、徴収は適正に行われているかなど、受益者負担の適正化の観点から監査を実施する。

### 3 監査等の種類及び監査対象、実施時期等

地方自治法（以下「法」という。）等の規定に基づき、次の監査、検査、審査を実施する。

#### (1) 定期監査及び行政監査（法第199条第1項、第2項及び第4項）

##### ア 着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかどうか、また、より少ない費用で、最大の効果を挙げているかどうかを主眼として定期監査を実施する。

また、必要に応じて、財務以外の行政事務の執行（行政監査）についても併せて監査を実施する。

##### イ 実施時期、監査対象等

実施時期 (資料提出期間)	監査対象局名	監査対象事項	議会・市長等への 報告及び公表時期
令和3年 4月～5月	創造都市推進局	・財務に関する事務の執行 ・行政事務の執行 (令和2年度執行分)	令和4年2月
令和3年 8月～10月	都市整備局 消防局	・財務に関する事務の執行等 ・行政事務の執行 (令和2年度・令和3年度執行分)	
令和3年 11月～12月	教育局 行政委員会等※		

※監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会、農業委員会事務局及び市議会事務局  
備考 2年で全局を一巡するよう実施する。

#### (2) 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

必要に応じて、随時監査（工事等）を実施する。

#### (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

##### ア 着眼点

市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体を対象に、当該財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、所管課が当該団体に対して、適正な指導を行っているかなどを主眼として、監査を実施する。

##### イ 監査対象

100万円以上の補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者を対象とする。

#### (4) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

##### ア 着眼点

毎月の現金の在 High 及び出納の係数の正確性を確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として検査する。

イ 実施方法

前月分を、原則、毎月 27 日に実施し、翌月に、議会及び市長へ報告する。

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

ア 着眼点

前年度の決算及び証書類その他関係書類の係数の正確性を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

イ 実施時期、審査対象

実施時期	審査対象	審査対象事項	市長への意見提出時期
令和 3 年 6 月～7 月	公営企業会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算その他関係諸表の計数の正確性</li> <li>・予算の執行状況</li> <li>・事業の経営状況</li> </ul>	令和 3 年 8 月
令和 3 年 7 月～8 月	一般・特別会計		

(6) 健全化判断比率審査、資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項・第 22 条第 1 項）

ア 着眼点

前年度の決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率が適正に算定されているか、また算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査する。

イ 実施時期、審査対象

実施時期	審査対象	審査対象事項	市長への意見提出時期
令和 3 年 7 月～8 月	一般会計 特別会計 広域連合 地方公社	決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性	令和 3 年 8 月
	公営企業会計	決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性	

## 【 留 意 事 項 】

- ・ 監査委員が必要と認めたときは、追加で資料の提出や作成を求めることがある。また、実地監査の際に、関係職員の同行を求めることがある。
- ・ 本計画で示している監査においては、対象事務を所管する局に対してのみ行うのではなく、必要に応じて当該事務の処理に関わった他の局や、事務処理手順等を所管する局に対しても監査する。

## 4 監査等の実施体制

監査委員4名で監査等を実施し、監査委員事務局職員が監査委員の命を受け補助するものとする。

## 5 監査の結果報告、公表等（法第199条第9項及び第10項）

監査の結果は、報告書を取りまとめ、議会及び市長並びに関係執行機関へ提出するとともに、市役所・支所・出張所の掲示場への掲示及び本市公式ホームページに掲載する。

## 6 措置状況の通知及び公表（法第199条第14項）

監査委員が実施した監査結果に基づく措置通知については、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行うよう求めるとともに、毎月末ごとに、当該通知の内容を公表する。

## 7 包括外部監査に伴う事務（法第252条の27～38）

包括外部監査について、監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の業務に支障のない範囲内において、必要な協力を行い、当該監査の結果に関する報告の提出があったときは公表する。

また、市長等から、当該監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったときは毎月末ごとに、当該通知の内容を公表する。

## 8 請求等に基づき実施する監査（主なもの）

### （1）住民監査請求に基づく監査（法第242条）

ア 住民が、市長等又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとして、当該行為の是正や市が被った損害の補てんを求める等の請求に対する監査を行う。

イ 請求があった日から60日以内に、その結果を請求人に通知するとともに公表する。

ウ 請求に理由があると認めた場合、市長等又は職員に対し期間を明示して必要な措置を講ずべきことを勧告する。

### （2）住民の直接請求に基づく監査（法第75条）

### （3）議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）

### （4）市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）

## 9 年間スケジュール

6ページのとおり

# 令和3年度 年間スケジュール

監査主 等なもの 種類)	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月																											
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																										
定期監査及び行政監査 (資料提出期間)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 33%; background-color: yellow;">創造都市推進局</div> <div style="width: 33%; background-color: yellow;">都市整備局 消防局</div> <div style="width: 33%; background-color: yellow;">教育局 行政委員会等</div> </div>																																																	
随時監査	必要に応じて実施(工事等)																																																	
財政援助団体等監査	100万円以上の補助金等交付団体、出資団体、指定管理者を対象																																																	
例月現金出納検査	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> <tr><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																								■																									
■																																																		
公営企業審査	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																																	
一般・特別審査	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																																	
健全化判断比率及び 資金不足比率審査	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																																	
翌年度監査実施計画の策定																																																		

編集・発行 高松市監査委員事務局監査課

〒760 - 8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

Tel : 087 - 839 - 2652

Mail : kansa@city.takamatsu.lg.jp

HP : [http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/  
kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/  
kansa.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/kansa.html)